

## ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議の開催

## 1 趣 旨

兵庫県では、人口減少と少子高齢化、働き方の多様化や AI・IoT・ビッグデータによる技術革新といった変化に的確に対応しながら、目指す姿である「新たな時代を拓くすこやかな兵庫経済」の構築に向けて、産学官民の共有のシナリオとして策定した、「ひょうご経済・雇用活性化プラン（2019～2023 年度）」を着実に推進しています。

プラン実現に向けて、経済・雇用施策の充実を図るため、学識者、産業・雇用団体代表者、企業人等からの課題提起と施策検討の場として標記会議を開催します。

## 2 構成員（20名）

（敬称略・五十音順）

氏名	団 体 ・ 役 職 等
岩 本 芳 昭	日本製鉄株式会社広畑製鉄所副所長兼生産技術部長
植 山 展 行	植山織物株式会社代表取締役社長
小田垣 栄司	株式会社ノヴィータ代表取締役会長
柏 木 千 春	流通科学大学人間社会学部観光学科教授
加 藤 恵 正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
國井 総一郎	株式会社ノーリツ代表取締役社長
酒 井 菊 代	兵庫県女性農業士 丹波篠山市農業委員
坂 本 昌 文	洲本外町地域まちなか再生協議会会長
佐 竹 隆 幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科長・教授
田 中 裕 子	兵庫県経営者協会副会長
谷 口 守 男	兵庫県商工会連合会理事
辻 芳 治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
土谷 千津子	社会福祉法人きらくえん理事長
鶴 井 昌 徹	株式会社神戸工業試験場代表取締役社長
畑 豊	兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科教授
古 山 陽 子	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 執行役員(法務政府渉外本部)
本 丸 勝 也	兵庫ベンダ工業株式会社取締役
村上 有紀子	ひとつむぎ舎代表
勇 上 和 史	神戸大学大学院経済学研究科准教授
吉 田 智 一	シスメックス株式会社執行役員

※ オブザーバー 兵庫労働局長

### 3 スケジュール

全3回の会議で、意見交換・検討をいただく。

時 期	協 議 内 容 等
8月8日	第1回会議 令和2年度推進施策の検討に向けた課題
10月上旬	第2回会議 令和2年度推進施策の方向性
12月上旬	第3回会議 令和2年度推進施策案の取りまとめ

## ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 ひょうご経済・雇用活性化プランの効果的な推進を図るとともに、プランの評価・検証、社会経済情勢に応じた新たな施策の検討にあたって、有識者等の意見聴取を行うため、ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ひょうご経済・雇用活性化プランの推進に関すること。
- (2) ひょうご経済・雇用活性化プランの評価・検証に関すること。
- (3) 新たな施策の検討及びプランの充実に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項。

### (構成員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (座長)

第4条 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 知事が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (会議録)

第7条 会議を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。なお、公開にあたっては個人情報の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

### (謝金・旅費)

第8条 構成員及び構成員の代理人が会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

（この要綱の効力）

- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

氏名	団体・役職等
岩本芳昭	日本製鉄株式会社広畑製鉄所副所長兼生産技術部長
植山展行	植山織物株式会社代表取締役社長
小田垣栄司	株式会社ノヴィータ代表取締役会長
柏木千春	流通科学大学人間社会学部観光学科教授
加藤恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
國井総一郎	株式会社ノーリツ代表取締役社長
酒井菊代	兵庫県女性農業士 丹波篠山市農業委員
坂本昌文	洲本外町地域まちなか再生協議会会長
佐竹隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科長・教授
田中裕子	兵庫県経営者協会副会長
谷口守男	兵庫県商工会連合会理事
辻芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
土谷千津子	社会福祉法人きらくえん理事長
鶴井昌徹	株式会社神戸工業試験場代表取締役社長
畑豊	兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科教授
古山陽子	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 執行役員(法務政府渉外本部)
本丸勝也	兵庫ベンダ工業株式会社取締役
村上有紀子	ひとつむぎ舎代表
勇上和史	神戸大学大学院経済学研究科准教授
吉田智一	シスメックス株式会社執行役員